

令和8年2月4日

佛教大学教員による研究活動上の不正行為に関する調査結果について

研究公正委員会 認定

1. 概要

令和7年7月24日、本学の不正行為に関する申立て窓口宛に、本学教員が発表した論文に関して、類似した結果を複数の論文として投稿している疑念がある事案が散見されることから、研究倫理上の問題に該当する疑義がある旨の申立てがなされた。

この申立てを受け、「佛教大学研究公正管理規程」に基づき、予備調査の結果を受けて本調査委員会を設置した。本調査の結果、不正行為（佛教大学研究公正管理規程第3条第1項第5号に規定する「その他、研究活動の公正な推進または二重投稿や不適切なオーサーシップなど、研究者の倫理に反する行為」）に該当することを認定した。

2. 本調査

(1) 委員構成

7名（内部委員3名、外部委員4名）

(2) 調査期間

令和7年10月1日～令和7年12月22日

(3) 調査対象

①調査対象論文

論文1 : 2025年5月に海外の学術雑誌へ発表した論文
筆頭著者、責任著者：本学保健医療技術学部教員1名
共著者：本学保健医療技術学部教員3名
他機関所属研究者1名

論文2 : 2025年5月に海外の学術雑誌へ発表した論文
筆頭著者、責任著者：本学保健医療技術学部教員1名
共著者：本学保健医療技術学部教員3名
他機関所属研究者1名

論文3 : 2023年12月に海外の学術雑誌へ発表した論文
筆頭著者、責任著者：本学保健医療技術学部教員1名

共著者：本学保健医療技術学部教員 5 名

論文 4 : 2024 年 1 月に海外の学術雑誌へ発表した論文
筆頭著者、責任著者：本学保健医療技術学部教員 1 名
共著者：本学保健医療技術学部教員 4 名
他機関所属研究者 2 名

論文 5 : 2023 年 10 月に国内英文学術雑誌へ発表した論文
筆頭著者、責任著者：本学保健医療技術学部教員 1 名
共著者：本学保健医療技術学部教員 4 名
他機関所属研究者 4 名

論文 6 : 2025 年 4 月に海外の学術雑誌へ発表した論文
筆頭著者、責任著者：本学保健医療技術学部教員 1 名
共著者：本学保健医療技術学部教員 4 名
他機関所属研究者 4 名

②調査対象者

本学保健医療技術学部教員 6 名

(4) 調査方法

佛教大学研究公正管理規程に則り、科学的・倫理的・法的観点から調査を行った。

- ①申立者、対象研究者、その他関係者からの証言の聴取
- ②論文や実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の精査
- ③対象となる研究費の調査
- ④その他適正な調査のために必要な事項の調査
- ⑤当該研究に密接に関連した対象研究者の他の研究活動の調査

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

佛教大学研究公正管理規程第 3 条第 1 項第 5 号に規定する「その他、研究活動の公正な推進または二重投稿や不適切なオーサーシップなど、研究者の倫理に反する行為」

(2) 不正行為に係る研究者

本学保健医療技術学部教員 6 名

(3) 認定理由

6本の当該論文の発表形態は、各論文がほぼ同じ内容と結果を示していること、論文の図で示す数値が不自然であること、先行論文の研究実施時点でデータのサンプリングを行っていないと執筆できない論文を後に別の論文として投稿していること、引用の記載が不適切であること、先行論文の上に次論文を発表する際に必要な正規のプロセスを経していないことが、いずれも研究者倫理に悖る発表形態と評価されるものであり、佛教大学研究公正管理規程第3条第1項第5号にいう「その他、研究活動の公正な推進または二重投稿や不適切なオーサーシップなど、研究者の倫理に反する行為」に該当すると判断した。

(4) 不正行為に直接関係する経費の支出

不正行為があったと認定された論文の執筆に直接関係する文部科学省資金（科学研究費等）による支出は認められなかった。

4. 調査結果を踏まえた措置

本学規程等に基づき、今後処分を検討する。

5. 発生要因および再発防止策

(1) 発生要因

研究者が科学的な研究を行う場合、そこには厳格な倫理性および法的正当性が求められる。特に、人を研究対象とする場合は、それに伴う倫理的責任は極めて重要であり、発表形態も十分なる法的基盤のもとでなされなければならない。本件は、対象研究者のこれらの認識が不足していたことにより発生したものと考えられる。

(2) 再発防止策

今回のような事案の再発防止として、より一層、研究倫理に関する意識を大学構成員自らが高める方策を充実させる必要がある。本学においては、現在は研究倫理啓発を目的に APRIN の e-learning を5年に1度受講しなければならないことになっているが、より頻繁に受講の機会を増やすことが求められる。また、APRIN e-learning という形式だけでなく、対面式での学内FD等による研修の機会を設け、実際の討論や議論も行い、大学全体として研究倫理の重要性を共有する努力も必要である。さらに、研究倫理審査を学外に求める場合の必要性と本学としての学外審査情報の把握など、体制の整備を早急に行うことが肝要である。

以上